

今月の
テーマ

大きく変わったデイサービスと デイケアの検証と今後



回答者：江口 賢輔
(えぐち税理士事務所)

A

今改定の背景をしっかりと理解し、新設された加算の取得で事業所の経営力を高めましょう。

Q

2018年度の介護報酬改定において、デイサービスとデイケアが大きく変わったと聞きました。改定のポイントと今後の対応を教えてください。

今改定の内容と理解

- 2018年度の介護報酬改定は、介護保険法の改正を受け、次の考え方に基づいて行われました。
- ① 地域包括ケアシステムの推進
 - ② 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現
 - ③ 多様な人材の確保と生産性の向上
 - ④ 介護サービスの適正化・重点化を通じて制度の安定性・持続可能性の確保
- これらは、国の財政難を強く反映した抑制基調の改定であると考えられます。やはり在宅介護を重視しつつ、在宅復帰を促進するサービスや介護予防事業の一層の強化をめざしているように考えられます。

今改定のポイント

今回の介護報酬改定において、デイサービスとデイケアは、これまでの基本的な考えとサービスのあり方を大きく変化させるものとなっています。介護報酬改定だけを見ると、つい報酬単位数の変化が目が行きがちですが、単純に減少基調の改定と受け止めてしまうと、これからの事業展開を大きく見誤ることになりかねません。介護報酬改定の考えとサービスのあり方を踏まえ、重要で大きな改定内容となっていることを理解する必要があります。

今回は、デイサービスとデイケアそれぞれの改定の内容を整理し、今後どのように対処するべきかを検討していきたいと思いま

す。デイサービス、デイケアの改定のポイントは以下の通りです。

「デイサービス」

- ① サービス提供時間の実態を踏まえ、基本報酬のサービス提供時間区分を2時間ごとから1時間ごとに変更
- ② 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合、栄養スクリーニング加算5単位/回として算定
- ③ 障害福祉制度の指定を受けた事業所であれば、基本的に介護保険(共生型通所介護)の指定を受けることができる
- ④ 外部のリハビリテーション専門職や医師と共同で個別機能訓練計画等を作成した場合、生活機能向上連携加算200単位/月として算定
- ⑤ 一定期間内に利用者のADLの維持または改善が見られた場合、ADL維持等加算(Ⅰ)3単位/月、(Ⅱ)6単位/月として算定

江口 賢輔

C-MAS 介護事業経営研究会佐賀中央支部

えぐち・けんすけ●1978年生まれ。2006年税理士登録。07年9月、えぐち税理士事務所開業。「Foot work (足で聞き)！ Heart work (心で話し)！ Dream work (夢を育む)！」というフレッド(経営理念)を掲げ、福岡県・佐賀県・長崎県の北部九州を中心に気軽に相談できる税理士事務所作り日々邁進している。近年は、地域経済に貢献したいという思いから介護事業、事業承継・相続対策に力を入れ、年間20回程のセミナーを開催している

えぐち税理士事務所

(代表 江口 賢輔)

〒849-0918

佐賀県佐賀市兵庫南2丁目3-11-101

TEL：0952-97-8637

FAX：0952-97-8639

C-MAS 介護事業経営研究会

「C-MAS 介護事業経営研究会 (Care-Management Advisory Service)」は、「介護事業のさまざまな実務について踏み込んだサポートがしたい」と考えている会計事務所 (税理士・公認会計士) の研究会です。介護業界の成長と発展のお手伝いをしたいと「志」をもって取り組んでいます。(http://c-mas.net/)

⑥療養通所介護事業所において、障害福祉サービス等である重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施している事業所が多いことを踏まえ、定員数を9人以下から18人以下に引き上げ

「デイケア」

①医療から介護への円滑移行を図るため、リハビリテーション計画書の共通事項について互換性をもった様式に変更

②管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を、栄養スクリーニング加算5単位/回として算定

③リハビリテーションに関する医師の詳細な指示について、リハビリテーションマネジメント加算の要件としたうえで、別途評価

④介護予防にもリハビリテーションマネジメント加算330単位/月として算定

⑤リハビリテーション会議への医師の参加は、テレビ会議等の活用も可能

⑥3時間以上のデイケアの基本報酬について、同じ時間、同等規模の事業所でデイサービスを提供した場合の基本報酬を見直し

今後の対応

今回の改定では、明らかにデイサービスは長時間のサービスを提供するように誘導されています。それは、デイサービスの制度上の役割に日常生活の世話が位置づけられているため、一定の預かりサービスが求められているということ。一方、デイケアは短時間のサービスを提供することで在宅復帰を促進するという役割があります。

特にデイサービスでは、④で述べたように、新設の生活機能向上連携加算は、連携先のデイケア等に手数料を支払って算定します。そのため、利益面での貢献はあまり大きくありません。

しかし、預かり中心の小規模デイサービスが機能訓練を手がける

場合、低コストで専門家が関与した機能訓練プランで進めることのメリットは大きいと思います。成果報酬が本格的にスタートするのである3年後の次期改定を見据えた場合には、この加算を利用して預かり中心から脱却を図ることが重要です。

さらに、③で述べた新設の共生型サービスの対象は、生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスとなります。その最大の特徴は、介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば基本的に障害福祉(共生型)の指定が受けられることにあります。設備投資等は必要ありません。新たな出費が発生しない状態で、障害のある利用者の受け入れをすることは純粋な稼働率のアップにつながるのです。

このように、それぞれのサービスの特性を理解し、改定のポイントの意図を把握することが重要です。つまり、新たな加算の取得にチャレンジすることで事業者として経営力を高めることができるのではないのでしょうか。